

県立夜間中学生徒募集及び情報発信業務委託仕様書

1. 委託業務名

県立夜間中学生徒募集及び情報発信業務委託

2. 委託者

佐賀県教育委員会事務局 教育振興課

3. 事業目的

県立夜間中学を設置し、様々な理由で義務教育を終了せずに学齢期を経過した方や不登校などで十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方に、義務教育段階における学び直しの機会を提供することで、県民の「学びたい」というニーズに応え、それぞれの自己実現に向けた学びを支援する。

今回は、夜間中学に関する情報発信を行うことにより、生徒募集及び県民への周知・理解促進を図ることを目的とする。

4. 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日（金）までとする。

5. 業務概要

- (1) パンフレット作成及び翻訳業務
- (2) 生徒募集に係る業務
- (3) 夜間中学の周知及び理解促進に資する情報発信業務

6. 委託業務の内容

(1) パンフレット作成及び翻訳業務

○パンフレットデータの更新及び翻訳

- ・ 令和4年度に作成した学校案内パンフレットのデータの時点修正及び翻訳を行い、データで提出する。

【翻訳言語】

- ・ 英語、韓国語、中国語、ベトナム語、タガログ語
※時点修正する元となるデータは県教委が提供する。
※翻訳した文章は県教委が提供する。

【納品物】

- ・ データ：一式（日本語、英語、韓国語、中国語、ベトナム語、タガログ語）

【納品先】

- ・ 佐賀県教育委員会事務局教育振興課

(2) 生徒募集に係る業務

○生徒募集要項及び入学希望申請書

- ・ 生徒募集要項及び入学希望申請書のデザイン、印刷及び翻訳を行う。

【生徒募集要項規格】

- ・ デザイン：A 4サイズ4項（基本データは県教委が提供する。）
- ・ 紙種：色上質紙
- ・ サイズ：A 3 二つ折り
- ・ カラー：両面モノクロ

【入学希望申請書規格】

- ・ デザイン：A 4サイズ1項（基本データは県教委が提供する。）
- ・ 紙種：白上質紙
- ・ サイズ：A 4
- ・ カラー：片面モノクロ

【印刷部数】

- ・ 生徒募集要項：2, 000部（日本語版のみ印刷）
- ・ 入学希望申請書：2, 000部（日本語版のみ印刷）

【翻訳言語】

- ・ 英語、韓国語、中国語、ベトナム語、タガログ語
※翻訳した文章は県教委が提供する。

【納品物】

- ・ 生徒募集要項及び入学希望申請書：2, 000セット
※生徒募集要項を二つ折りにし、入学希望申込書を挟み込んだもの1セットとして、100セットごとに仕分けて納品すること。
- ・ データ：一式（日本語、英語、韓国語、中国語、ベトナム語、タガログ語）

【納品先】

- ・ 佐賀県教育委員会事務局教育振興課

○体験入学広報チラシ

- ・ 8月及び10月に開催する予定の体験入学に関する広報チラシのデザイン及び印刷を行う。

【規格等】

- ・ デザイン：A 4サイズ2項
- ・ 紙種：コート紙
- ・ サイズ：A 4
- ・ カラー：両面カラー
- ・ 部数：10, 000部

【納品物】

- ・ 体験入学広報チラシ：10, 000部
- ・ データ：一式

【納品先】

- ・ 佐賀県教育委員会事務局教育振興課

(3) 夜間中学の周知及び理解促進に資する情報発信業務

- ・ 幅広い年代の県民に対して、夜間中学の理解促進に資すると考えられる広報業務全般を行うこと。なお、広報にあたっては、県立夜間中学生徒募集及び情報発信業務として一体的なプロモーションを図ることとし、戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法による広報を実施すること。
- ・ 提案する事業の実施に必要な広告媒体・資材等の作成は、本委託業務の中に含まれるものであること。

7. 予算

2, 200千円（消費税額及び地方消費税額を含む金額）

8. その他の留意事項

本委託業務は委託者と十分に協議の上、以下の点に留意しながら実施すること。

- ① 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ② 本委託業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届け出等含む)は、受託者がこれを行うこと。
- ③ 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ④ 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑤ 受託者が委託者に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- ⑥ 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。
- ⑦ 受託者は、佐賀県に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑧ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- ⑨ 受託者は佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- ⑩受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書等の関係書類、請求書を委託者に提出すること。